

## 新たな患者窓口負担増をやめ安心して受けられる医療を求める意見書

平成27年5月27日、参議院本会議にて、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（医療保険制度改革関連法）が採択された。

同法は社会保障プログラム法に基づき、保険給付の見直しと、国保の都道府県単位化による新たな仕組みなどのメニューが盛り込まれている。具体的には、①入院時食事代の自己負担額の引き上げ、②大病院の紹介状なし受診時の定額負担、③患者申出療養の創設、④国保の都道府県単位化が主な内容となっている。この法律に加えて、後期高齢者医療の保険料の軽減措置見直しも進めるとしている。

しかし、法律は成立したものの、後期高齢者医療の保険料の軽減措置見直しも含めて、具体的な内容について厚生労働省は、委員会質疑で「(中医協などで)これから審議する」との答弁を繰り返している。

大阪府保険医協会が会員医療機関に行った「医療・介護現場から見える貧困調査」では、治療中断を経験したことのある医療機関が医科で6割以上、歯科で約9割に上り、回答者の5割以上がこの半年間で未収金があったと答えたとの報道もあり、経済的な理由も治療中断の背景にあるものと思われる。

これ以上の負担増は、「早期発見・早期治療」という医療の原則が崩れ、患者の重症化を招き、更なる医療費の増大につながり、地方自治体を疲弊させることは明白である。

よって、摂津市議会は国に対し、以下のことを要望する。

### 記

- 1 入院時食事代自己負担額の引き上げの実施を行わないこと。
- 2 大病院への紹介状なし受診時の定額負担の導入実施を行わないこと。
- 3 後期高齢者の保険料減免特例措置の廃止を行わないこと。
- 4 患者申出療養の導入実施を行わないこと。
- 5 国民健康保険法の改正により、市民への負担の強要を市町村に押し付けないこと。
- 6 各自治体を実施する子ども医療費の無料化に対する国民健康保険への国庫補助を削減するペナルティーをやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

摂 津 市 議 会